

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

次の買受公売財産について、買受代金の納付後、私が引き取るまで大牟田市に保管を依頼します。

なお、保管に際して費用が必要となる場合は、私が保管料を負担します。

また、保管中に買受公売財産が毀損、盜難及び消失などによる損害を受けても、大牟田市は一切責任を持たないことに同意します。

買受公売財産(売却区分番号)

引渡しを受ける日

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

(注意事項)

- ・買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。ご了承ください。
- ・引き渡しを受ける日は、買受代金納付期限の翌日から7日以内としてください。